

平成24年度中小企業関係税制改正に係る重点要望について

平成23年11月11日
東京都中小企業団体中央会

東日本大震災や急激な円高など国内・国外に重要な課題が山積している中であって、我が国は、国内産業の空洞化の崖淵に立たされ、国内で仕事をして、雇用と暮らしを支えてきた中小企業は、今後の先行きに大きな不安を抱えています。

つきましては、平成24年度税制改正におきまして、震災からの復旧・復興に向け、国内全体の産業を活性化させる中小企業関係税制を拡充するよう、下記の重点事項の実現をご要望申し上げます。

是非とも300万中小企業の「絆」で結ばれている3万5千の組合の声に耳を傾けて頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 中小企業の軽減税率及び租税特別措置の利用制限の反対。

昨年、会計検査院から意見表示された「大企業並みの所得のある中小企業の軽減税率と租税特別措置の適用範囲の見直し」は、意欲のある中小企業の利用を制限し、将来に向けた発展・成長を否定するものであり、強く反対する。

2. 年度末に期限が到来する軽油引取税の免税措置を延長すること。

免税措置の対象となっている業種の生産・製造工程等において、軽油はフォークリフトなどの動力機械の燃料として使用されているのをはじめ、中小企業に幅広く使われている。軽油引取にかかる課税免税措置が期限切れによって廃止された場合、多岐にわたる中小企業の経営に多大な影響をもたらす、製品等の安定供給に支障をきたすことから、同免税措置を3年延長することが必要である。

3. 中小企業投資促進税制の拡充・延長を図ること。

中小企業の成長・発展を図っていくには、中小企業の設備投資等を税制面から支援していく必要がある。中小企業投資促進税制は、ほぼすべての業種で利用できるが、さらに試験機器等の対象設備を追加し、その拡充を図り、2年間延長するべきである。

4. 中小法人及び中小企業組合の法人税軽減税率を11%以下に引き下げ、適用所得金額を撤廃すること。

中小法人・中小企業組合の軽減税率を国際的な水準である11%以下に引き下げるとともに、適用所得金額を撤廃する必要がある。中小企業及び組合の負担を軽減し、国内産業の空洞化の危機にあつて、企業集積・産業集積の維持を図るべきである。